

33 酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について

平成29事務年度分（平成29年7月～平成30年6月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成4事務年度（平成4年7月～平成5年6月）から酒類の取引状況等実態調査（以下「調査」といいます。）を実施しています。

この調査により、「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に則していない取引が認められた場合には、「基準」又は「指針」（以下「基準等」といいます。）を遵守すべき旨の「指示」や改善指導を行うなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

平成29事務年度（平成29年7月～平成30年6月）においては、チラシ広告などの情報から基準等に則していない取引の可能性があると考えられた酒類業者等に対して、取引等の実態を把握するための調査（以下「一般調査」といいます。）を136件実施しました。

また、過去に一般調査により改善を指導した酒類業者のうち、特に再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類業者に対する調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を12件実施しました。

なお、いずれの調査においても、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類業者が行っていた取引のうち、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の不正な取引方法に該当する事実があると思料された取引については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）第94条第4項の規定に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

調査の実施件数は、表1のとおりです。

表1 調査等の実施件数

【件(者)】

	一般調査	フォローアップ調査	指示件数
調査件数	136件	12件	4件 〔小売業者2件 卸売業者1件 製造業者1件〕

(注) 「指示件数」は、「酒類の公正な取引に関する基準（告示）」に基づき、平成29事務年度において指示をした件数を表す。

なお、当該4件については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第94条第4項の規定に基づき、公正取引委員会に報告済。

(2) 調査結果

イ 一般調査

一般調査の結果、基準等に則していない取引が認められました（表2参照。）。

取引上の主な問題は、総販売原価（仕入価格（又は製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたもの）を下回る価格で継続して販売するなど、「指針」で示している「合理的な価格の設定をしていないと認められたもの」であり、136件中101件において改善を指導しました。

更にこのうち4件については、自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められたため、「基準」に基づく「指示」を行いました。また、15件については、直ちに「指示」には至りませんでした。今後同様の行為が行われると「基準」に違反するおそれがあるとして改善を指導しました。

その他、特定の取引先に対してのみ合理的な理由なく差別的な取扱いをするなど「取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの」が6件、取引上優位にある者が取引先に対して一方的な要求を行うなど「公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの」が1件、支払基準が不明確なリベートを支払うなど「リベート類の提供が透明かつ合理的でない」と認められたものが7件認められました。これら「指針」のルールに則していない取引を行っていた酒類業者に対しては、「指針」の趣旨を説明し、「指針」のルールに則した取引を行うよう改善を指導しました。

表2 一般調査の実施状況

【件(者)】

調査対象者の業態等	調査件数 注1	指針の「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの 注2		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リベート類の提供が透明かつ合理的でない と認められたもの	
		総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの 注3	酒類の公正な取引に関する基準(告示)				
			指示 注4				指導 注5
小売業者	109	75	2	14	0	0	
卸売業者	21	20	1	1	2	0	
製造業者	6	6	1	0	4	1	
合計	136	101	4	15	6	1	

(注) 1 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。

2 「指針」のルール1～4に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1件として数えている。

3 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売が認められた場合について1件と数えている。

総販売原価を下回る価格での販売が認められた101件のうち、19件（小売業者：13件、卸売業者：2件、製造業者：4件）は、仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められた。

4 「基準」において、酒類業者は、①正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売し、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼす取引を行ってはならないとされており、これに違反したとして基準に従うよう「指示」を行った件数を表す。

5 直ちに「指示」には至らなかったが、今後同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるとして改善を指導した件数を表す。

ロ フォローアップ調査

フォローアップ調査の結果、12件中11件において問題取引の改善が認められました。

なお、フォローアップ調査においても、指摘事項に改善が認められなかった酒類業者に対しては、改めて改善を指導するとともにその後の改善状況の確認を行うこととしております。

フォローアップ調査の実施状況は、表3のとおりです。

表3 フォローアップ調査の実施状況

【件(者)】

調査対象者の業態等	調査(確認)件数 (a)	指摘事項に改善が認められたもの		指摘事項に改善が認められなかったもの	
		(b)	割合 (b/a)	(c)	割合 (c/a)
	件	件	%	件	%
小売業者	11	10	90.9	1	9.1
卸売業者	0	0	-	0	-
製造業者	1	1	100.0	0	-
合計	12	11	91.7	1	8.3